（別添）

過誤納金の還付等取扱要領

一　登録免許税の還付

(一)　登録免許税法第三一条第一項の規定により免許申請等の却下若しくは取下げがあった場合又は過誤納金があった場合には、所轄税務署長に所定の通知をすることとなっているが、この通知をしたときは、別記第一号様式により免許又は籍(名簿)訂正の申請者(以下単に「申請者」という。)にこの旨通知するものとすること。

なお、取下げ等の場合であって、再使用証明をするときは所轄税務署長に対する当該通知はないので、これが申請者に対する通知はしないものであること。

(二)　登録免許税法第三一条第二項の規定により、過誤納金があったことにつき申請者が、同条第一項の通知をすべき旨請求する場合は、別記第二号様式によるものとすること。

二　登録免許税の領収証書又は収入印紙の再使用証明

(一)　登録免許税法第三一条第三項の規定により登録免許税の領収証書又は収入印紙を再使用したい旨の申出を申請者がする場合は、別記第三号様式によるものとすること。

(二)　再使用証明は、再使用を適当と認める場合に、別記第四号様式による領収証書(収入印紙)再使用証明書を当該申請書に添付して合綴し、申請書との綴目に官印を押印したうえ、申請者に返付することにより行なうものであること。

(三)　厚生労働省医政局長の再使用証明に係る領収証書(収入印紙)は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許又は籍(名簿)訂正を行なう場合に限り使用することができるものとすること。再使用する場合には、新規申請書に再使用証明書(再使用証明に係る申請書を含む。)を添付して合綴し、その綴目に申請者の認印を押捺するものとすること。

(四)　再使用証明をした領収証書(収入印紙)を使用した免許又は籍(名簿)訂正の申請があった場合は、これになすべき消印は再使用証明書に行なうものとすること。

なお、再使用証明書は、消印後においても証明文が判読できるようにしておかなければならないこと。

(五)　再使用証明を受けた者が、登録免許税法第三一条第五項の規定により当該証明を無効とするとともに、当該登録免許税の還付を受けたい旨申出をするときは、別記第五号様式によるものとすること。

別記第１号様式

|  |
| --- |
| 過誤納金還付通知済通知書  別添写のとおり過誤納金の還付を○○○○税務署長に通知済であることをお知らせする。  年　　　月　　　日  申請者殿  厚生労働省医政局長　氏　　名 |

別添写

|  |  |
| --- | --- |
| 過誤納金還付通知書 | |
| 過誤納に係る登録免許税の額 | 円 |
| 過誤納の理由が登録免許税法第31条第１項各号に掲げる事実のうちいずれに該当するかの区分及び当該事実に該当することとなった日 | 年　　月　　日　に  法第31条第１項第　　号に該当 |
| 過誤納となった登録免許税の納付方法（現金納付  した登録免許税についてはその納付した収納機関の名称） |  |
| 還付の通知する登記機関の官職及び氏名 | 厚生労働省医政局長  厚生労働○○官　氏　　名 |
| 登記官署等の名称及びその所在地 | 厚生労働省  東京都千代田区霞が関１丁目２番２号 |
| 申請者の氏名及び申請者の住所地（居所地） |  |
| この通知が法第31条第２項に規定する請求又は同条第５項の申出に基づく場合  イ　当該請求又は申出のあった旨  ロ　当該請求又は申出のあった  ハ　当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（振込み希望預貯金口座）又は郵便局の名称及び所在地 |  |
| 登録免許税法第31条第１項の規定により上記のとおり通知する。  年　　月　　日  ○○○税務署長殿　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省医政局長　氏　　　　　　名印 | |

別記第２号様式

|  |  |
| --- | --- |
| 過誤納金還付通知請求書 | |
| 納付に係る登録免許税の課税標準及び税額 | 円 |
| 計算に誤りがあったこと等により過大となった登録免許税の課税標準及び税額 | 円 |
| 当該請求をする理由及び当該請求をするに至った事情の詳細 |  |
| 過誤納となった登録免許税の納付方法（現金納付した登録免許税についてはその納付した収納機関の名称） |  |
| 請求者の住所地（居所地） |  |
| 当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（振込み希望預貯金口座）又は郵便局の名称及び所在地 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |
| 登録免許税法第31条第１項の規定による通知をするよう上記により請求する。  年　　月　　日  住　所  氏　名  厚生労働省医政局長殿 | |

（注）　登記等を受けた日から１月を経過する日までに医政局長あて請求すること。

別記第３号様式

|  |  |
| --- | --- |
| 再使用証明請求書 | |
| 登録免許税の額 | 円 |
| 領収証書又は印紙の券面額別内訳枚数 |  |
| 免許（籍訂正・名簿訂正）申請者の住所、氏名 |  |
| 申請の目的 |  |
| 請求の事由 |  |
| 上記のとおり請求する。  年　　月　　日  住　所  氏　名  厚生労働省医政局長殿 | |

（注）　請求の事由欄には「令和　年　月　日免許申請の取下げによる」のように記載すること。

別記第４号様式

|  |
| --- |
| 領収証書（収入印紙）再使用証明書  証明第　　号  この申請書に貼用した領収証書（収入印紙）（内訳）券面合計額何円  は再使用できることを証明する。  年　　　月　　　日  厚生労働省医政局長　印 |

別記第５号様式

|  |  |
| --- | --- |
| 再使用しないこととなった登録免許税の還付申出書 | |
| 還付を受けようとする登録免許税の額 | 円 |
| 過誤納となった登録免許税の納付方法（現金納付した登録免許税については、その納付した収納機関の名称） |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 上記申請者の住所地（居所地） |  |
| 当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（振込み希望預貯金口座）又は郵便局の名称及び所在地 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |
| 登録免許税の領収証書（収入印紙）を再使用しないこととなったので、再使用証明を受けた領収証書（収入印紙）及び免許（籍訂正・名簿訂正）申請書を添えて、上記により登録免許税の還付を受けたく申し出る。  年　　月　　日  住　所  氏　名  厚生労働省医政局長殿 | |